

山口県営繕系工事における「週休２日工事」の実施要領

1. 目的

本要領は、営繕系工事における「週休２日」の取組に必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休２日

- ① 完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。
- ③ 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。

(2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 複合単価

材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等を乗じて算定した単価をいう。

(6) 市場単価

十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単価をいい、具体的には、物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事、機械設備工事、電気設備工事）」に示された単価をいう。

(7) 補正市場単価

施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(8) 物価資料の掲載価格

物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」等に掲載されている材工単価のうち、前述の市場単価として示すものの以外の材工単価をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週において変更するものとする。

また、現場休息率の算定において、現場休息日数には、現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日（現場休息日）や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「完全週休2日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日（土日）Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。

5. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 完全週休２日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休２日及び通期の週休２日は必須）

分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休２日（土日）」に取り組むことを実施するとした場合に限る。

② 完全週休２日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手時に「完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日は必須）

分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組むことを実施するとした場合に限る。

6. 積算方法等

週休２日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）及び現場管理費を補正する。

（１）原設計

① 完全週休２日（土日）Ⅰ型

月単位の週休２日を前提に「７. 補正方法」（１）～（３）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

② 完全週休２日（土日）Ⅱ型

通期の週休２日を前提に「７. 補正方法」（１）～（３）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

（２）契約変更

① 完全週休２日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手時に「完全週休２日（土日）」を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に現場管理費の補正係数を「７. 補正方法」（１）①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第２５条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手時に「完全週休２日（土日）」の取組を希望した場合又は「月単位の週休２日」を希望しない場合（「月単位の週２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む

）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「７. 補正方法」（１）①の補正係数に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が完全週休２日（土日）を実施する場合に限り増額変更を行う。

② 完全週休２日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手時に「完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日」を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に補正係数を「７. 補正方法」（１）①及び（２）

(3)における表の補正率に変更し、「月単位の週休2日」を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、補正係数を「6. 補正方法」(1)②及び(2)(3)における表の補正率に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手時に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望した場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「7. 補正方法」(1)①又は②及び(2)(3)における表の補正率に変更するものとする。

なお、分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者が月単位の週休2日を実施する場合に限り、増額変更を行う。

7. 補正方法

(1) 複合単価の補正方法

複合単価の労務単価及び現場管理費は、現場閉所(現場休息)の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

① 完全週休2日(土日)適用工事

労務費 1.02

現場管理費 1.01

② 月単位の週休2日適用工事

労務費 1.02

(2) 市場単価及び補正市場単価の補正方法

市場単価、補正市場単価は、(1)の現場閉所(現場休息)の状況に応じて、以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率
- ・ 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・ 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率
- ・ 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

※ 全館無人改修とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人(執務者がいない)の状態で行う改修工事をいう。

【執務並行改修の場合】

- ・ 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率
- ・ 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

※ 執務並行改修とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。

(3) 物価資料の掲載価格の補正方法

(1)の現場閉所(現場休息)の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率

を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A－2、表E－2及びM－2における新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×表A－2、表E－2及びM－2における改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日工事 及び 完全週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「7. 補正方法」（1）①又は②の補正係数を乗じる。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	フルボックス	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 チャンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

8. 実施方法等

(1) 発注方法

発注者は、工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休 2 日（土日）Ⅱ型の対象工事」である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、後工程のしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要の期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

(3) 実施方法【別紙 1 参照】

ア. 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。

イ. 契約後、完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取組みの実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日に取り組む場合にのみ希望できる。）

ウ. 発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

エ. 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

(4) 週休 2 日の確認方法等

ア. 工事着手時

ア) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表を受注者より受領し、週休 2 日が確保されていることを確認する。

イ) 監督職員は、計画工程表における「対象期間の設定」として、工場製作のみを実施した期間等の対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。

イ. 工事中

ア) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表や出面帳等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、実施工程表の修正に当たっては、受注者間（分離発注の工事においては全ての工事の受注者間）で調整を行う。

ウ. 工事完成時

受注者は、週休2日が確保されたことが確認できる実施工程表等を監督職員に提出する。

エ. その他留意事項

ア) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所（現場休息）を計画していた日に現場作業を行う場合は、原則として、現場閉所（現場休息）を振替することができることとする。

イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

ウ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

エ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

オ) 監督職員は、工事一時中止を行う場合等対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度に受注者と協議する。

カ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、実施工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(5) 工事成績評定

発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成が確認された場合は、「工程管理B」において評価を行う。

なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成が確認された場合に限り「工程管理B」において評価を行う。

附則

本要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

本要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

本要領は、令和5年5月1日から適用する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

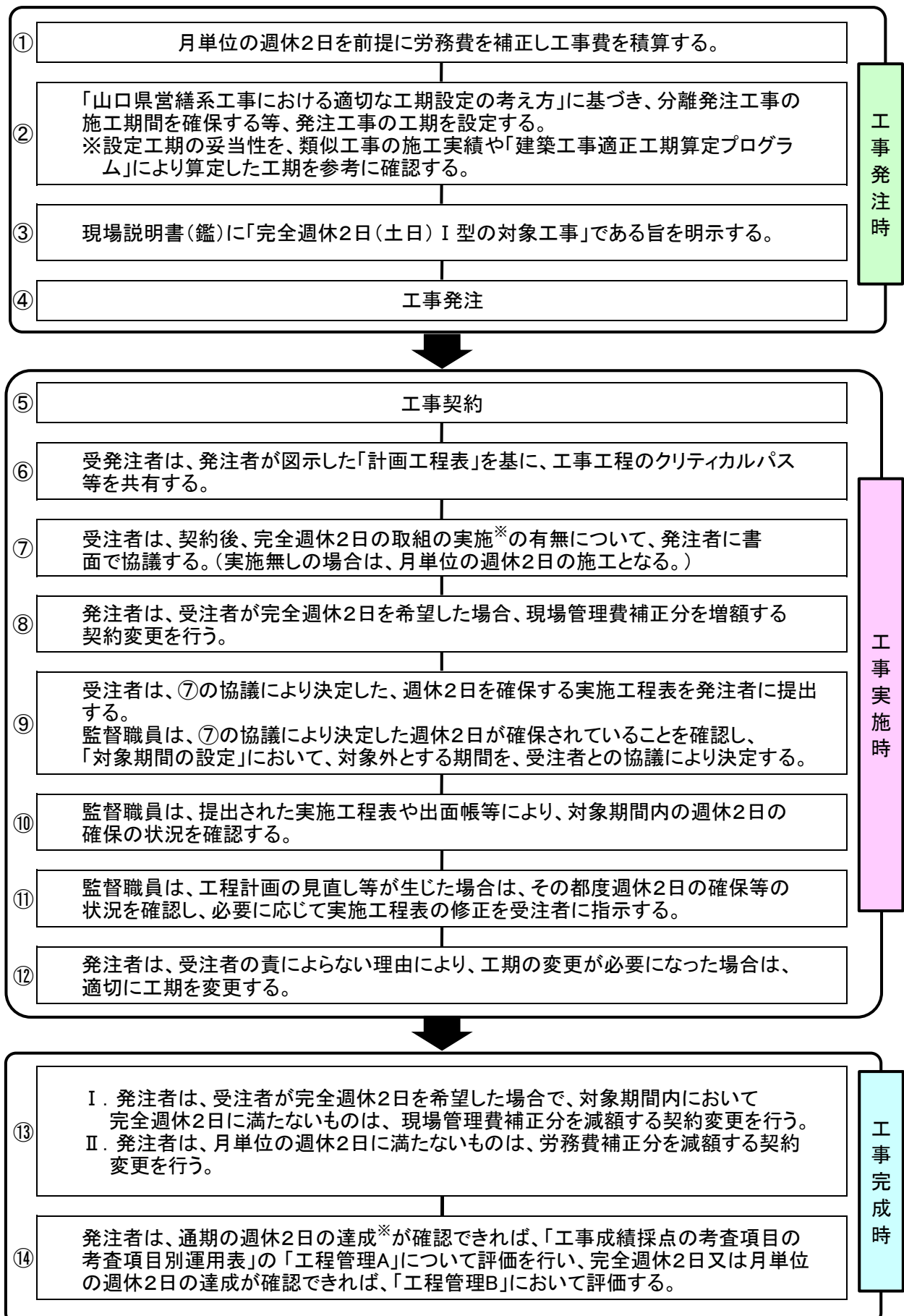
本要領は、令和6年7月1日から適用する。

附則

本要領は、令和7年6月15日から適用する。

「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(完全週休2日(土日)I型の場合)

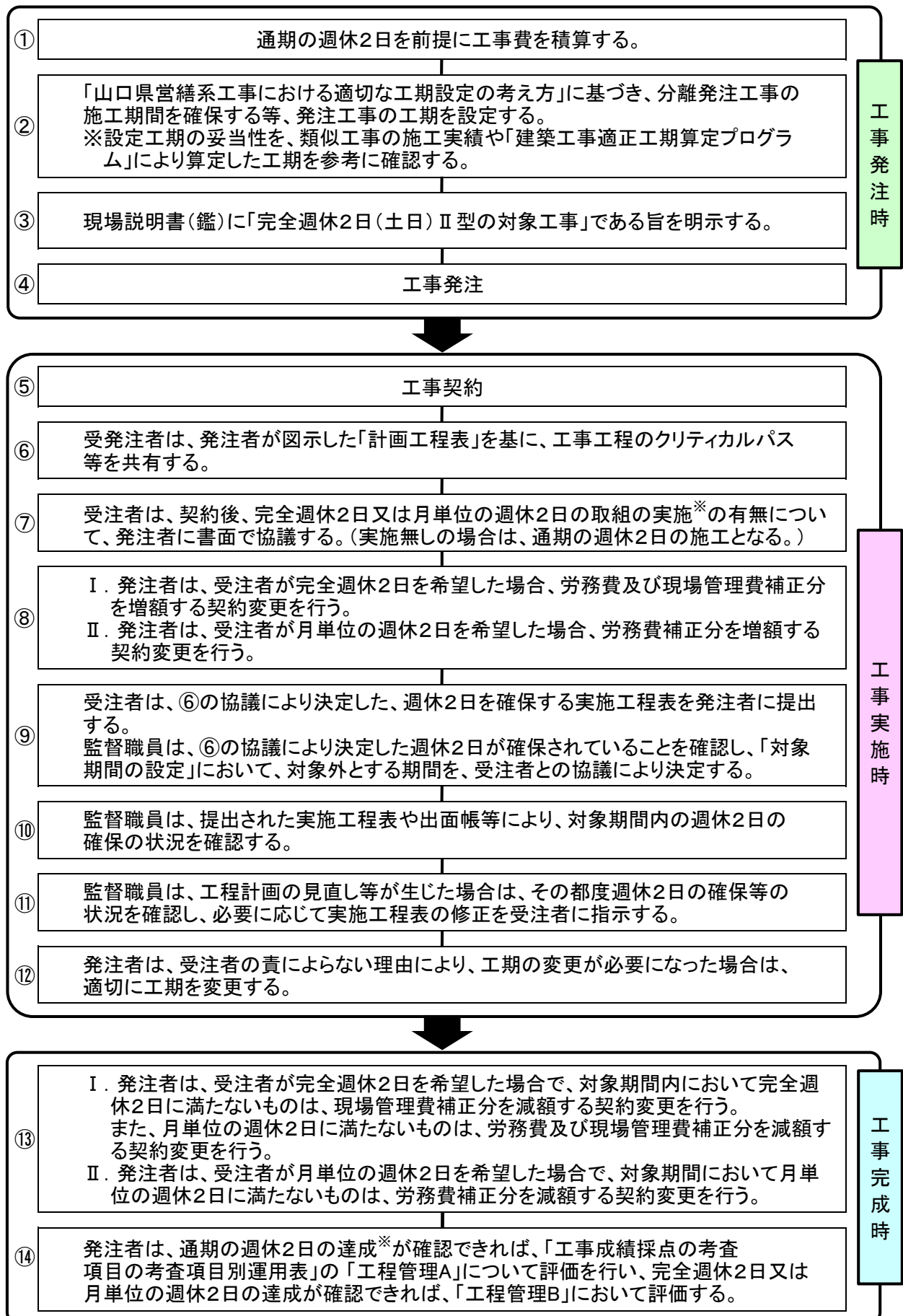
【別紙1】



※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による

「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(完全週休2日(土日)Ⅱ型の場合)

【別紙1】



※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による